

後志広域連合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年3月31日

後志広域連合長
後志広域連合議会議長
後志広域連合選挙管理委員会
後志広域連合代表監査委員

1 計画策定の背景と目的

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が平成27年8月28日に公布されました。

これにより、国や地方公共団体に対して、特定事業主行動計画の策定を求めており、本広域連合においても、法の趣旨を踏まえ、女性職員の活躍推進に向けた課題を整理し、本広域連合の実情に即した職場環境を整備するため、本計画を策定するものです。

2 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年間とします。

3 対象職員

本計画は、臨時的任用職員を除く関係町村の派遣職員を対象とします。

4 把握事項

本広域連合において、副広域連合長及び臨時的任用職員以外の職員は、関係町村から3年間の派遣により任命されており、女性職員の派遣は関係町村長の判断により行なっています。

そのため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画等に関する府令（平成27年内閣府令第61号）第2条に基づく、本広域連合が把握する事項は、次のとおりです。

- (1) 職員1人当たりの各月ごとの超過勤務時間
- (2) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
- (3) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合
- (4) 男女別の育児休業取得率及び平均取得期間
- (5) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

5 分析結果

(1) 職員1人当たりの各月ごとの超過勤務時間

平成27年4月から平成28年2月までの時間外勤務の時間数は、下記の一覧表のとおりです。

1ヶ月及び1人当たりの平均の超過勤務時間数は11時間で、年間平均で75時間の超過勤務時間数です。

課名	職名	時間外勤務時間数(単位:時間)												合計	平均
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月			
総務課	総務係長					2	19	10	21	14	27		93	16	
	主事	5	3	3				5					16	4	
税務課	滞納徴収係長	40	11	3			9	20	9	2	6		100	13	
	主事	33	8				3	17	9	2	2		74	11	
国民健康保険課	国保係長	14	8	7	8	15	14	33	8	34	34		175	18	
	主事	3	5	3	5	4	4		3	8	28		63	7	
	主事	13	22	6	13	4		4	3	4	15		84	9	
	主事	4	5	4		4	4	8	3	4	10		46	5	
	保険給付係長	3					5	3	0	14	4		29	5	
	主事	12	5	2		1	2	3	3	14	29		71	8	
介護保険課	事業推進係長									9			9	9	
	主事	11								11	16		38	13	
	保険管理係長	25	28	5	4		4	3	2	14	3		88	10	
	主事	19	45	4	17	5	10	9	5	18	5		137	14	
	主事	20	46	6	10		4	8	2	15	5		116	13	
	主事	16	48	7	9	3	10	11	5	15	6		130	13	
	介護給付係長				41					5	3		49	16	
	主事				30			0	7				37	12	
合計		218	234	50	137	38	88	134	80	183	193	0	1,355		
平均		16	20	5	15	5	7	10	6	11	13		75	11	

(2) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

本広域連合は、平成19年度の設立後、これまでの管理職はほとんどが男性職員であり、関係町村からの派遣職員は、男性職員が多くを占めています。

(3) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

本広域連合は、平成27年度に初めて関係町村から女性職員が派遣されました。

【平成27年度の役職ごとの職員数】

役職	職員数(内、女性職員数)	女性職員の割合
課長職	5名(0名)	0%
係長職	7名(1名)	14%
主事職	11名(0名)	0%
合計	23名(1名)	4%

(4) 男女別の育児休業取得率及び平均取得期間

本広域連合において、育児休業の取得実績はありません。

(5) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得状況

平成27年度に派遣在職している男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得状況は下記の一覧表のとおりです。

【平成27年度派遣職員の役職ごとの取得状況】

役職	配偶者出産休暇 ※人数（合計時間数）	育児参加のための休暇 ※人数（合計時間数）
課長職	0名	0名
係長職	0名	1名（20時間）
主事職	0名	3名（19時間）
合計	0名	4名（39時間）

※1 配偶者出産休暇の取得を要する事案及び実績はありません。

※2 育児参加のための休暇の取得状況は、子育て世代の職員8名中4名が育児参加のための休暇を取得しています。取得する理由としては、配偶者が行事参加や病気等により育児をすることができないときに職員が休暇を取得しています。

6 女性活躍及び男性職員の育児参加の推進に向けた目標

(1) 子育て目的の休暇の取得促進

子育て等の目的のための休暇を希望する職員に対して、100%取得できるよう促進を図る。

① 配偶者出産休暇の取得

平成28年度より、父親になる職員が、配偶者の出産の付き添いや介助を行うなどが必要なとき、配偶者出産休暇と有給休暇の組み合わせにより取得できるよう配慮する。

② 育児参加休暇の取得

平成28年度より、職員の配偶者の出産前後や小学校就学前の子の養育が必要な場合、育児参加休暇と有給休暇の組み合わせにより取得できるよう配慮する。

なお、小学校就学後の子の子育ての理由で休暇が必要な場合は、有給休暇を取得できるよう配慮する。

③ 子の看護休暇の取得

平成28年度より、子の看護が必要な場合、子の看護休暇の取得ができるよう配慮する。

また、取得できる日数を超えるときは、有給休暇の取得により安心して職員が子の看護ができるよう配慮する。

④ 早出遅出勤務の請求

平成28年度より、子の養育のために早出遅出勤務が必要なときは、その請求を認めるよう配慮するとともに、他の職員が不在時間の業務を支援できるよう努める。

⑤ 夏季休暇の連続取得

平成28年度より、職員が子とのコミュニケーションを深めるため、夏季休暇と有給休暇を組み合わせて連続で取得できるよう、取得の促進を図る。

⑥ 子の行事等による休暇の取得

平成28年度より、子の入学（園）式、卒業（園）式、運動会、発表会、授業参観日等の学校（園）行事に参加するため、有給休暇を取得できるよう配慮する。

(2) 超過勤務の縮減

子育てをしている職員だけでなく、職員一人ひとりが超過勤務の縮減に向けた取り組みを進める。

① 平成28年度より、小学校就学前の子のいる職員全員が、深夜及び休日の時間外勤務を行わないよう配慮する。

② 平成28年度より、繁忙期を除き、職員一人ひとりが週に1回定時退庁ができるようにする。朝礼の際に定時退庁を促したり、周りの職員への声かけにより退庁するよう心がける。

③ 平成28年度より、担当課長の指揮のもと、職員一人ひとりが事務の簡素化や効率的な遂行を心がけ、時間外勤務の縮減に努める。

④ 平成28年度より、担当課長は超過勤務が続いている職員の体調やメンタルに十分注意し、職員への声かけやアドバイス等を行う。